

# 覚 書

受入農家（以下「甲」という。）と研修生（以下「乙」という。）及び身元保証人（未成年者にあつては親権者）（以下「丙」という。）は、まくべつ農村アカデミー実施要領に基づき、次のとおり覚書を3部作成し、それぞれ一部ずつ所持する。

- 第1条 乙が、甲で行う農家実践研修期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、甲、乙いずれかが研修期間の変更、中止を行う場合は、財団法人幕別町農業振興公社(以下「公社」という。)に願い出ることとする。
- 第2条 甲は、農家実践研修を受け入れるにあたり、乙の健康管理及び安全な研修の指導・実施に努めるものとする。
- 第3条 乙は、農家実践研修を行うにあたり、甲の農業経済に支障を来すことなく、研修するために必要な農業技術等の習得を、献身的に行うものとする。
- 第4条 甲は、乙が行う研修が円滑に行われるよう適切な指導・研修を実施し、乙は、研修を受けるにあたり、甲の指示を守るものとする。
- 第5条 農家実践研修期間における事故等一切の責任については、研修生がその責務を負うこととする。なお、甲の責任の範囲は、公社が加入する傷害保険の範囲とする。
- 第6条 甲は、乙が公社の定める研修（まくべつ農村アカデミー等）に参加する場合は、優先して、参加させることとする。
- 第7条 研修期間に対する研修手当については、乙が負担すべき食事代など諸費用を含め、甲、乙双方の協議により決定する。また、研修時間及び休日は、乙の健康管理に配慮し、適切に設定することとする。
- 第8条 丙は、この覚書に同意し、乙の研修期間において故意もしくは、重大な過失により甲に損害が生じた時は乙と連帯してその責務を負う。
- 第9条 甲は乙の研修期間に事故等緊急な事件があった場合、公社に連絡し、指示を仰ぐこととする。

平成 年 月 日

甲 (受入農家)

住 所

受入農家名

代表者名

印

乙 (研修生)

住 所

研修生名

印

丙 (身元保証人)

住 所

氏 名

印